

東北地方太平洋沖地震に係る県内被災者への義援金受付について

青森県では、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る義援金に関する受付窓口を下記のとおり設置しました。

<留意点>

誠に恐れ入りますが、いただく金品の用途により、受付が異なります。

以下に留意の上、健康福祉政策課へ連絡をいただきますようお願い申し上げます。

○ 義援金・・・県内被災者に対する生活支援として

振込口座は、以下をご覧ください。

○ 寄附金・・・県内の災害復旧及び復旧事業の財源として

電話（017-734-9276）でお問い合わせください。

<義援金の受付について>

1 受付窓口

健康福祉部健康福祉政策課

2 義援金の振込先

(1) 青森銀行

受取人口座名義	振込先銀行名	口座番号
青森県災害対策本部	青森銀行 県庁支店	普通預金 3008317

・青森銀行各店の窓口及び全国の「地方銀行の窓口」での振込については、手数料が免除されます。

(2) みちのく銀行

受取人口座名義	振込先銀行名	口座番号
青森県災害対策本部	みちのく銀行 青森支店	普通預金 2799091

・みちのく銀行各店の窓口及び全国の「地方銀行の窓口」での振込については、手数料が免除されます。

※なお、上記のいずれの場合でもATM、インターネットでの振込・振替の場合には、手数料がかかりますのでご注意ください。

3 義援金の取扱い

義援金は、県、日本赤十字社青森県支部、青森県共同募金会、市町村等

で構成される義援金配分委員会により公平に配分を決定することとしています。

なお、義援金を送金（振替・払込を含む。）いただいた皆様のお名前を公表することがあります。

4 税法上の措置について

- ・ 所得税法第78条第2項第1号の規定に基づく寄附金控除（2千円を超える分について）、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づく寄附金控除（2千円を超える分について）、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく損金として扱われます。
- ・ なお、銀行振込（振替、払込を含む）により、義援金取扱口座へ送金いただいた場合は、控えとしてお手元に残る振込金受取書（受領書）の原本にこのホームページの写しを添付することで、損金及び寄附金控除等を受けるための受領書（証明書）にかえることができます。

5 受領書の発行について

銀行振込（振替、払込を含む。）により義援金取扱口座へ送金していただいた場合は、お申出のあった方にのみ受領書を郵送させていただきます。

受領書をご希望の方は、(1)健康福祉政策課のホームページから様式をダウンロードして必要事項を記入の上、メール送信していただくか、又は、(2)当課へのFAX、電話により「義援金振込受領書発行願（様式）」を請求の上、「振込・振替先（銀行）、振込・振替日、金額、振込・振替者名、郵送先の住所、氏名、電話番号」を記入し、FAX又は郵便により「義援金振込受領書発行願」を当課に送付願います。

（義援金振込受領書発行願様式）

義援金振込受領書発行願

平成 年 月 日受付

郵便番号	
住 所	
氏 名	
振 込 日	平成 年 月 日
振込機関	青森銀行 ・ みちのく銀行
振込金額	円
備 考	

6 問合せ先

青森県健康福祉部健康福祉政策課

電話 017-734-9276 FAX 017-734-8085